

大阪市告示第620号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年5月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年5月8日（木）から 同月9日（金）まで	
	令和7年5月12日（月）から 同月13日（火）まで	
	令和7年5月15日（木）から 同月16日（金）まで	
	令和7年5月19日（月）から 同月20日（火）まで	
	令和7年5月22日（木）から 同月23日（金）まで	
	令和7年5月26日（月）から 同月27日（火）まで	
	令和7年5月29日（木）から 同月30日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）